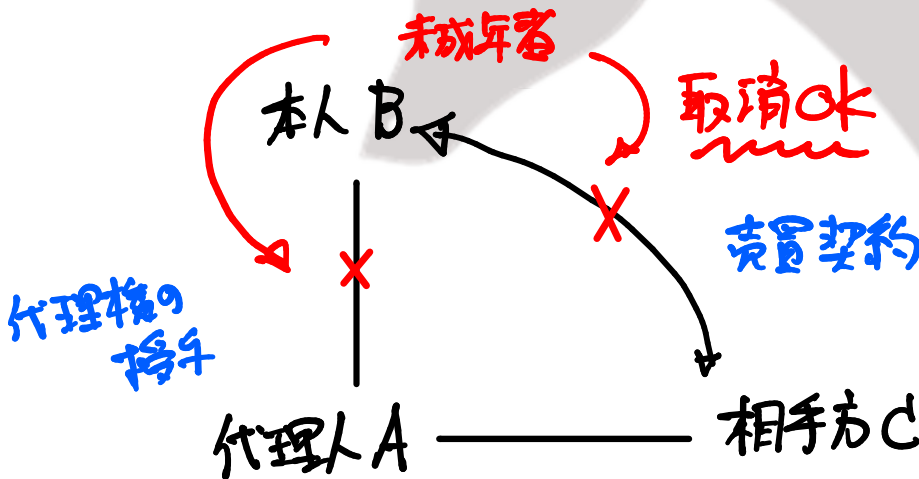


代理 宅建 H14-02-133 《#585》

【問】 正誤をつけよ。

Aが、Bの代理人としてCとの間で、B所有の土地の売買契約を締結する場合、Bは未成年者であっても、Aが成年に達した者であれば、Bの法定代理人の同意又は許可を得ることなく、Aに売買の代理権を与えて、Cとの間で土地の売買契約を締結することができ、この契約を取り消すことはできない。



【答え】 誤り

《ポイント1》 代理人の行為能力

制限行為能力者が代理人としてした行為は、行為能力の制限によっては取り消すことができない。（民法 102 条 1 項本文）

《ポイント2》 未成年者の法律行為

- 1 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。
- 2 前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。（民法 5 条 1 項本文、2 項）